

衛生・風紀管理表

記録日時

年 月 日 ()

条例別表第2（第6条関係）

換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準

管理時間 _____ : _____ : _____

確認者氏名 _____

(1) 浴室及び脱衣室は、換気を十分に行うこと。			
(2) 浴室及び脱衣室は、床面の照度を150ルクス以上とすること。			
(3) 浴室及び脱衣室は、入浴及び脱衣に支障のない温度を保つこと。			
(4) 浴槽水は、常に入浴に適した温度を保つこと。			
(5) 浴室において洗濯をさせないこと。			
(6) 浴槽内において、頭髪を洗わず、及び石けん、タオル等を使用させないこと。			
(7) 浴室、脱衣室及びこれらに備える用具は、毎日営業開始前に清掃し、又は洗浄し、常に清潔を保つこと。			
(8) 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所は、毎月1回以上、ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。			
(9) 便所は、毎日清掃し、清潔を保つこと。			
(10) くし、タオル又はかみそりを入浴者に貸し与える場合にあっては、くし及びタオルは未使用のもの又は消毒したものを、かみそりは未使用のものだけを貸し与えること。			
(11) 8歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態から公衆衛生上及び風紀上支障がないと知事が認めたときは、この限りでない。			
(12) 入浴者の見やすい場所に衛生及び風紀の維持に必要な事項を掲示すること。			
(13) 浴室、脱衣室その他入浴者の利用する場所に、風紀を乱すおそれのある文書、図画、写真、広告物、装飾設備等を掲げ、置き、又は設けないこと。			

